

別表 2 (第 4 条関係)

修景項目	具体的な配慮の内容 (那古野一丁目地区景観協定区域)
規模・形式	①前庇のついた伝統的な町家形式にする。 ②1・2階部分の壁面位置を周辺の建築物を揃える。
外 壁	③木材、漆喰、石等の自然素材又はそれらを感じさせる化粧材を使用する。
開口部	④建具は木製又は濃い茶色のサッシや玄関建具とする。 ⑤窓に格子を設置する。(格子は木材等の自然素材又はそれらを感じさせる化粧材を使用し、色合いは黒、濃い茶等の周囲の景観に配慮したものにする。)
軒 庇	⑥建築物の1・2階部分には、軒庇を設置する。軒庇は周囲と調和する勾配、色合いとする。
外 構	⑦伝統的な形式にならった和風の塀や門を設置する。 ⑧道路に面する駐車場について門・塀や緑化による修景をする。
その他	⑨1階軒庇上に祠(ほこら)を造作する。

※道路から見えない部分は原則対象外